

岩手県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年6月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
オーロラ薬局沼宮内店	岩手郡岩手町大字江刈内10地割49番地1	令和2年4月1日
そうごう薬局一関店	一関市中里字神明44番地2	令和2年5月1日
太陽薬局	和賀郡西和賀町湯本29地割70番地22	令和2年5月7日
アビエスかんのクリニック	一関市中里字神明44番地2	〃
吉田整形外科医院	花巻市西大通一丁目5番11号	令和2年5月15日